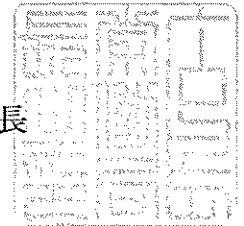


広労発基 0223 第 5 号  
平成 29 年 2 月 23 日

公益社団法人 広島県労働基準協会会長 殿

広島労働局長



「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知に関する協力をお願い

日頃より、労働行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では平成 29 年 1 月 20 日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定したところです。

使用者は、労働基準法により労働時間を適正に管理する責務を有していますが、労働時間の把握に係る自己申告制の不適正な運用による割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題の発生など、労働時間を適切に管理していない現状が見られます。このようなことから、このガイドラインでは労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に示し、労働時間の適切な管理の促進を図るものです。

これまでも貴団体におかれましては、労働時間の適正な把握の推進に格別の御配慮を賜ってきたところでありますが、改めてこのガイドラインの趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、電子データが必要な場合には、厚生労働省ホームページ  
(URL. [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html))

に掲載しておりますので、御活用ください。

